

2024年5月17日

一般社団法人日本透析医学会  
理 事 長 武本佳昭  
専門医制度委員会委員長 酒井 謙  
専門医認定小委員会委員長 井尾浩章  
専門医試験小委員会委員長 矢内 充  
カリキュラム小委員会委員長 平和伸仁

### 2024年度 第35回 専門医認定申請時の症例要約提出について

2024年度 第35回専門医認定の申請が6月1日から開始されますが、例年、症例要約の提出にあたりまして不備が散見されます。症例要約の作成に際しましては「症例要約作成の手引き」(<https://www.jsdt.or.jp/specialist/2434.html>)を熟読された上での作成をお願いいたします。

特に、個人情報の取り扱いには、下記の通り十分なご配慮をお願いいたします。

---

#### 《症例要約提出における患者個人情報の保護について》

※患者個人情報への配慮が著しく欠けている書類は、不合格となる場合があります。

- ◆症例要約には患者氏名（イニシアル）・生年月日・住所・連絡先等は記載しない。また、患者個人情報に繋がる紹介元（先）病院（医師）名の記載は避けて『近医』などと記載してください。
- ◆患者IDは照合のため施設のIDとしますが、施設で責任を持って管理する限りにおいては連結可能な独自のIDを用いても構いません。ただし、**症例の不正使用の疑惑がある場合、学会からの疑義照会を行う場合があります。**その際にカルテや病歴要約と照合不能となった場合は虚偽の症例要約と判断し、不合格となる場合がありますのでご留意ください。
- ◆症例要約に添付すべき書類（透析記録用紙、病理解剖診断書、死因検討会記録、サンプリング審査における病院サマリー等）を提出の際は、患者の個人情報（氏名・生年月日・住所・連絡先）を確実に消去（黒塗りした後、元情報が透過して見えてしまわないよう、厚めの紙を貼付して再度コピーをとる、など）してください。コピーしたものを単にマジックインキで塗りつぶしたり、二重線で消去するなど、元の情報が判別できる状態のものは、個人情報保護法に抵触します。